地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

平成26年3月自治財政局

1. 政令の概要

地方交付税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第5号)の施行に伴い、以下の改正を行う。

- (1) 平成26年度から平成28年度までの間、臨時財政対策債の発行を可能 とすることに伴い、以下の政令について所要の年次更新を行う。
 - ▶ 地方財政法施行令
 - ▶ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令
- (2) 地方消費税率の引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、同様の算定方法を用いる以下の政令について改正を行う。
 - ▶ 地方自治法施行令
 - ・・・特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法の改正
 - > 災害対策基本法施行令
 - ・・・標準税収入額の算定方法の改正

2. 施行期日

平成26年4月1日

(地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日)